

## 議案第11号

富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和63年  
条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更に伴い、富士見都市計画特定環境保全  
公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96  
条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の  
一部を改正する条例

富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和63年  
条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

第四負担区	大字水子字北袋の一部 大字東大久保字砂原の一部 大字上南畑字五反田、同字砂原前、同 字堤根、同字鞍掛、同字上沼の各一部 大字下南畑字沼口、同字新道、同字柳 堤、同字谷中、同字前新田、同字乗越、 同字葭原の各一部 大字南畑新田字砂原、同字登戸、同字 中丸、同字大沼、同字尻永の各一部	21.1へ クター ル	1平方メートル 当たり510円
-------	--	-------------------	--------------------

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。